地域公共交通活性化・再生総合事業

20年度予算額 3,000百万円(新規)

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)

協議会

市町村

公共交通事業者

道路管理者

港湾管理者

公安委員会

住民

等

地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

→ うち協議会が実施する事業

第定支援

取組支援

・協議会の参加要請応諾義務 ・計画策定時のパブリックコメント実施

- 計画作成等の提案制度
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務

地域公共交通活性化・再生総合事業計画 (3年)

(例) 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船の実証運行(運航)

- ・鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
- ・コミュニティバス·乗合タクシーの導入·路線バス活性化 等のための実証運行
- ・旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航 等車両関連施設整備等
- ・バス車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停等待合い環境整備、 デマンドシステムの導入 等 スクールバス、福祉バス等の活用 乗継円滑化等
- ・乗継情報等の情報提供、ICカード導入、 P&R・C&Rの推進、ボランティア センター設置・運営 等 公共交通の利用促進活動
- ・レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引 運賃・周遊切符等のシステム設計 等 新地域旅客運送事業の導入円滑化 その他地域の創意工夫による事業







新支援制度による支援

<補助率等>

「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費

定額

総合事業計画に定める事業に要する経費

- ·実証運行(運航) 1/2
- ·実証運行(運航)以外の事業 1/2 ()
 -)政令市が設置する協議会の取り組む事業 1/3

<制度の特徴>

【計画的取組の実現】

- ・計画に対する補助で、計画的な事業実施が可能
- 【協議会の裁量確保】
 - ・事業をパッケージで一括支援
- ・メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施

【地域の実情に応じた支援の実現】

・地域の実情に応じた協調負担の実現

【事業評価の徹底】

・成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施を確保